

○府中町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

平成27年6月23日訓令第19号

改正

平成29年9月22日訓令第38号

平成31年3月29日訓令第12号

府中町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 全国的に進む急激な人口減少、少子高齢化に的確に対応し、将来にわたって個性豊かで持続可能なまちづくりを図るために策定する府中町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）に関し、幅広い見地からの意見を求めるため、府中町まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、町長の求めに応じ、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、14人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) まち・ひと・しごと創生に関する学識経験者
- (2) まち・ひと・しごと創生に関する機関の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(座長)

第5条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。

(会議)

第6条 会議は、町長が必要と認めるときに開催する。

2 座長は、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務企画部政策企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年6月23日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第2項の規定により行う委員の委嘱及びその委嘱に関し必要なその他の行為は、この訓令の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成29年9月22日訓令第38号)

この訓令は、平成29年9月29日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日訓令第12号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。